

令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項

愛媛県教育委員会

1 受験資格

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者又は令和3年3月31日までに当該免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの（下記9(6)の社会人特別選考により志願する者にあつては、教員免許状を有しない者で、令和3年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの）
- (3) 昭和36年4月2日以降に出生した者

2 採用方法

公立の小学校及び中学校並びに県立学校の教員の採用は、愛媛県教育委員会教育長の選考による。その選考は、採用選考試験を受験した者のうちから、人物、経歴及び採用選考試験の結果を総合的に判定して行う。

なお、日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤の講師として採用する。

3 第1次選考試験（筆記試験、面接試験）

試験区分 教科 科目等	小学校教員		中学校教員 (各教科)	高等学校教員（各教科〔科目〕） 特別支援学校教員	養護教員	栄養教員
	教 職 専 門 科 目					
試 験 実 施 教 科 ・ 科 目 等	筆 記 試 験	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の全教科 外国語活動(英語)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語のうち、志願する教科	高等学校及び特別支援学校の高等部の教員については、国語、地理歴史（世界史、日本史、地理）、公民（倫理、政治・経済）、数学、理科（物理、化学、生物、地学）、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、工業〔機械、工業化学〕、商業、水産及び福祉のうち、志願する教科・科目。ただし、地理歴史及び理科については、（ ）内の科目のうちから2科目を、工業については〔 〕内の科目のうちから1科目を選んで受験するものとする。公民については、{ }内の2科目を受験するものとする。特別支援学校の小学部及び中学部の教員については、それぞれ小学校教員欄及び中学校教員欄の教科とする。	保健	食育及び学校給食
	面 接 試 験	予定日時については、受験票交付（下記14参照）の際、マイページ（※）に連絡する。				
試験年月日	令和2年7月21日(火)～同月22日(水)					
試験場所 (所在地)	道後中学校 (松山市上市)	勝山中学校 (松山市清水町)	松山北高等学校 (松山市文京町)		勝山中学校 (松山市清水町)	
	東京会場：都道府県会館(東京都千代田区平河町2-6-3) 大阪会場：TKPガーデンシティ大阪梅田 (大阪府大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル)					

(※) マイページとは、「愛媛県採用試験受験申込システム」に登録した志願者の個人専用ページをいう。（下記12参照）

注1 試験区分間の併願は、下記4の場合を除き、認めない。

2 試験場所については、松山市のほか、東京会場又は大阪会場の3会場について、受験申込みの手続の際、希望する試験場所を第1希望から第3希望まで選択すること。

なお、希望人数により、調整を行うことがある。調整を行った場合は、試験場所をマイページに連絡する。また、天候の影響等により試験日時及び試験場所を変更することがある。試験日時及び試験場所を変更する場合は、マイページに連絡する。

3 高等学校教員の試験区分によって選考した者は、中等教育学校又は特別支援学校に配置することがある。

4 上記1(2)の試験区分に相当する教員免許状は、高等学校教員の情報を志願する者にあつては、情報の高等学校教諭の普通免許状及び高等学校教員で採用予定者がある教科・科目のうちいずれか一つの普通免許状（情報を除く。）とし、高等学校教員の水産を志願する者にあつては、水産又は商船の高等学校教諭の普通免許状とする。

また、特別支援学校教員を志願する者にあつては、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの普通免許状とする。

4 併願

下記9の特別選考を除く中学校教員の試験区分を志願する者で、令和2年6月8日時点で小学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの又は令和3年3月31日までに取得する見込みのもので大学等で証明が得られるものに限り、第1次選考試験における小学校教員の試験区分との併願を認める。

なお、第1次選考試験を中学校教員の試験区分で合格した者については小学校教員の試験区分での選考は行わない。

5 第1次選考試験結果の発表

第1次選考試験の結果は、令和2年8月11日（火）にマイページに通知するとともに、合格者の受験番号を愛媛県のホームページに掲載する予定である。

6 第2次選考試験（適性検査、筆記試験（小論文）、実技試験（保健体育のみ）、面接試験）

試験年月日：高等学校教員・特別支援学校教員 令和2年8月20日（木）～8月22日（土） 小学校教員・中学校教員・養護教員・栄養教員 令和2年8月20日（木）～8月23日（日） 合格発表：9月下旬（予定）

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に対し、マイページに通知する。実技試験は、中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員の試験区分のうち、保健体育の教科を志願する者に実施する。

なお、第2次選考試験時に次の書類を提出すること。ただし、下記9(6)の社会人特別選考志願者については、別途連絡する。

- (1) 教員免許状の写し（用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。教員免許状取得見込みの者にあつては、教員免許状取得見込証明書）
- (2) 最終学校の成績証明書。ただし、次に掲げる者は、それぞれ次の書類を併せて提出すること。
 - ア 大学院・専攻科等出身者：大学分の成績証明書
 - イ 短大から大学への編入者：短大分の成績証明書
 - ウ 大学卒業後、通信による教育によって教員免許状を取得した者：通信教育の成績証明書
 - エ 氏名を変更した者：氏名の変更を証明できる書類

7 令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の配点

試験区分	試験実施教科・科目等	第1次選考試験			第2次選考試験					
		教職専門科目	専門教科・科目	面接	合計	1次総得点換算点	小論文	面接	実技試験	合計
小学校教員 中学校教員（保健体育を除く。） 養護教員 栄養教員 高等学校教員（保健体育を除く。） 特別支援学校教員（保健体育を除く。）		100	400	300	800	80(※)	20	60		160
中学校教員（保健体育） 高等学校教員（保健体育） 特別支援学校教員（保健体育）		100	400	300	800	80(※)	20	40	20	160

(※) 第1次選考試験の総得点（800点＋加点）を1/10に換算する。

8 加点制度

次のいずれかに該当し、その実績の評価を願い出た者に対しては、それぞれ次に定める評価点を上記7の第1次選考試験の合計点に加点する。ただし、1人当たり100点を上限とする。

- (1) 小学校教員、中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、スポーツの分野で次のいずれかに該当すると認められるもの（高等学校卒業後の実績に限る。）。ただし、対象となる競技は国民体育大会（冬季大会を含む。）の正式競技、公開競技及び野球とする（重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。）。
 - ア 平成22年4月1日以降に、国際競技大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会及びこれらと同等の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。）に日本代表として選ばれた者 【100点】
 - イ 平成22年4月1日以降に、全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本学生選手権大会及びこれらと同等の全国的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）において選手として出場し、8位以内に入賞したこと。 【50点】
 - ウ 平成22年4月1日以降に、全国大会において選手として出場したこと。 【30点】
- (2) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、芸術・文化の分野で次に該当すると認められるもの（高等学校卒業後の実績に限る。）。
 - 毎年定期的に開催され、広範な一般公募又は参加による全国規模以上のコンクール・展覧会等において特に優秀な成績を収めたこと。 【30点】
- (3) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、特に高い英語力を有するもので次のいずれかに該当するもの（重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。）。
 - ア 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級合格者 【50点】
 - イ 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の準1級合格者 【30点】
 - ウ 平成29年4月1日以降に次の試験を受験した者で、当該試験においてそれぞれ次に掲げる成績を収めた

もの

- (7) 一般社団法人 CIEE 国際教育交換協議会が実施する TOEFL (ITP を除く。) iBT100 点 (PBT600 点) 以上 【50 点】
- (イ) 一般社団法人 CIEE 国際教育交換協議会が実施する TOEFL (ITP を除く。) iBT80 点～99 点 (PBT550 点～599 点) 【30 点】
- (ウ) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する TOEIC (公開テストにより行われたものに限る。) 860 点以上 【50 点】
- (エ) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する TOEIC (公開テストにより行われたものに限る。) 730 点～859 点 【30 点】
- (4) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員、養護教員又は栄養教員を志願する者のうち、日本語の分野で次に該当するもの
特定非営利活動法人日本語検定委員会が実施する日本語検定の 1 級合格者 【30 点】
- (5) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、司書教諭の資格を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの 【10 点】
- (6) 高等学校教員を志願する者のうち、次のいずれかに該当するもの (イ及びウを重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。)。ただし、アについては、情報の教科を受験する者を除く。
ア 情報の教科について授与された高等学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの 【50 点】
イ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する応用情報技術者試験の合格者 【30 点】
ウ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する基本情報技術者試験の合格者 【10 点】
- (7) 高等学校教員の福祉の教科を受験する者のうち、次のいずれかに該当するもの (重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。)
ア 医師免許証、保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証を取得後、これらの免許証に係る 5 年以上の実務経験を令和 2 年 6 月 8 日時点で有する者 【50 点】
イ 看護師免許証又は介護福祉士登録証を令和 2 年 6 月 8 日時点で有する者 【20 点】
- (8) 次に該当する者 【各 20 点】
ア 小学校教員又は中学校教員を志願する者のうち、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
イ 小学校教員を志願する者のうち、理科の教科について授与された中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
ウ 小学校教員を志願する者のうち、音楽の教科について授与された中学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) 又は芸術 (音楽に限る。) の教科について授与された高等学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
エ 小学校教員を志願する者のうち、外国語の教科について授与された中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
オ 小学校教員を志願する者のうち、数学又は技術の教科について授与された中学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
カ 中学校教員の音楽、美術、保健体育又は技術・家庭のいずれかの教科を受験する者のうち、小学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) 又は受験教科以外の教科について授与された中学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
キ 中学校教員の英語の教科を受験する者のうち、小学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
ク 高等学校教員を志願する者 (福祉の教科を受験する者を除く。) のうち、福祉の教科について授与された高等学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
ケ 高等学校教員の理科の教科を受験する者のうち、理科の教科について授与された中学校教諭免許状 (特別免許状及び臨時免許状を除く。) を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
コ 養護教員を志願する者のうち、保健師免許証を令和 2 年 6 月 8 日時点で有するもの
- (9) 試験区分にかかわらず、次のいずれかに該当する者
ア 社会貢献活動の分野で青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして 2 年間程度海外に派遣されたことがある者 【100 点】
イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を令和 2 年 6 月 8 日時点で有する者 【50 点】
ウ 認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認証する防災士の資格を令和 2 年 6 月 8 日時点で有する者 【10 点】

9 特別選考

- (1) 障がい者特別選考
ア 障がいのある者で、次のいずれかに該当するものは、申請により、障がいの程度に応じて試験の方法及

び内容について配慮し、又は試験の一部を免除する。

(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が1級から6級までであること。

(イ) 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書の交付を受けている者

(ウ) 精神保健福祉法第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 障がい者特別選考における採用予定数は10名程度とし、下記**11**の一般選考（特別選考（障がい者特別選考を除く）以外の選考をいう。以下同じ。）の採用予定数には含まない。

ウ その他

(7) アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であっても、障がい者特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(2) 教職経験者特別選考

ア 本県の国公立学校で3年以上の教職経験（正規教員である期間に限る。休職、育児休業等の期間を除く。以下同じ。）を令和2年6月8日時点で有する者が、当該教職経験と同一の試験区分を志願する場合は、申請により、第1次選考試験の筆記試験の一部（教職専門科目）を免除する。

イ 教職経験者特別選考における採用予定数は、下記**11**の一般選考の採用予定数を含む。

ウ その他

(7) アの場合であっても、教職経験者特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(ウ) 育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。

(エ) 申請があった者について、教職経験者特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。

なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。

(3) 現職教員特別選考

ア 他の都道府県の国公立学校の教員として勤務している者（正規教員であるものに限る。）で、令和2年6月8日時点で2年以上の教職経験を有するものが、当該教職経験と同一の試験区分を志願する場合は、申請により、第1次選考試験の全てを免除する。ただし、高等学校教員、養護教員又は栄養教員を志願する者にあつては、第1次選考試験の筆記試験の一部（教職専門科目）を免除する。

イ 現職教員特別選考における採用予定数は、下記**11**の一般選考の採用予定数を含む。

ウ その他

(7) アの場合であっても、現職教員特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(ウ) 育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。

(エ) 申請があった者について、現職教員特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。

なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。

(4) 講師等特別選考

ア 小学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、次の(7)から(ウ)までの全ての要件を満たすものは、申請により、第1次選考試験の全てを免除する。

(7) 令和2年度愛媛県公立学校教員採用選考試験において、本年度志願する試験区分、教科・科目の第1次選考試験に合格した者。ただし、第1次選考試験の全てを免除された者は除く。

(イ) 小学校教員を志願する者にあつては、令和2年4月1日から令和2年6月8日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上任期を定めて常勤講師、助教諭又は非常勤講師（以下「講師等」という。）として任用し、小学校又は中学校において勤務した者

(ウ) 特別支援学校教員を志願する者にあつては、令和2年4月1日から令和2年6月8日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上任期を定めて講師等として任用した者

イ 講師等特別選考における採用予定数は、下記**11**の一般選考の採用予定数を含む。

ウ その他

(7) アの場合であっても、講師等特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(ウ) 申請があった者について、講師等特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。

なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。

(5) スポーツ指導者特別選考

ア 中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、愛媛県教育委員会が指定する競技の指導者として、当該競技の拠点におけるスポーツ振興に貢献できるもので、次の(7)又は(イ)の要件を満たすものは、申請により、第1次選考試験の筆記試験の一部（教職専門科目）を免除する。

(7) 平成22年4月1日以降に愛媛県教育委員会が指定する競技の選手又は指導者として、全国的な規模

の競技会に出場した者（高等学校卒業後の実績に限る。）

(イ) 愛媛県教育委員会が指定する競技の選手又は指導者としての経験を令和2年6月8日時点で10年以上有する者でその証明が得られるもの

イ スポーツ指導者特別選考における採用予定数は、下記11の一般選考の採用予定数に含む。

ウ その他

(ア) アの場合であっても、スポーツ指導者特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定数がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(ウ) 申請があった者について、提出された書類等により要件審査を行い、スポーツ指導者特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。審査の結果、対象者とならなかった場合は、一般選考志願者として取り扱うため、上記8(1)のスポーツの分野での加点を希望する場合には、願い出を同時に行うこと。ただし、実績を証明する書類の写しは、重複して提出する必要はない。

〔 愛媛県教育委員会が指定する競技
ボクシング、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ライフル射撃、アーチェリー 〕

(6) 社会人特別選考

ア 高等学校教員（工業の教科に限る。）を志願する者のうち、教員免許状を有しないもので、次の(ア)から(イ)までの全ての要件を満たし、令和3年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるものについては、申請により、第1次選考試験の筆記試験の一部（教職専門科目）を免除する。

(ア) 学士、修士又は博士の学位を授与された者

(イ) 民間企業又は官公庁等で正規職員として5年以上（休職、育児休業等の期間は除く。）の受験科目（機械又は工業化学）に直接関係する実務経験を有する者

(ウ) 受験科目（機械又は工業化学）について直接関係する公的資格を有する者

(エ) 社会的信望があり、かつ、教員として必要な熱意と識見を持っている者

イ 社会人特別選考における採用予定数は、下記11の一般選考の採用予定数に含む。

ウ その他

申請があった者について、提出された書類等により要件審査を行い、社会人特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。**審査の結果、社会人特別選考を受験できないことがある。**

なお、採用候補者となった場合においても特別免許状が授与できない者は採用しない。

(7) 上記(1)～(6)の特別選考を重複して申請することはできない。

10 大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置

(1) 第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程（修士課程に相当する課程を含む。）に在籍しているものについては、別途定める方法による申出により、採用を1年間猶予する。ただし、令和4年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。

(2) 第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程（修士課程に相当する課程を含む。）に令和3年度に進学するものについては、別途定める方法による申出により、採用を2年間猶予する。ただし、令和5年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。

11 採用予定数

試験区分	小学校教員	中学校教員 (各教科)	高等学校教員 (各教科 [科目])	養護教員	栄養教員
			特別支援学校教員		
採用予定数 (※)	一般選考 200名程度	95名程度 国語及び保健体育は20名程度、社会は15名程度、数学、理科及び英語は10名程度、音楽及び美術は5名程度、その他の教科はそれぞれ若干名	80名程度 高等学校については、国語、数学、理科、英語及び農業は5名程度、地理歴史、公民、保健体育、音楽、美術、家庭、情報、工業、商業、水産及び福祉はそれぞれ若干名 特別支援学校については、25名程度	20名程度	若干名
			障がい者特別選考 10名程度		

(※) 教職経験者特別選考、現職教員特別選考、講師等特別選考、スポーツ指導者特別選考及び社会人特別選考の採用者数は、一般選考の採用予定数に含む。

1 2 受験申込みの手続

受験の申込みは、愛媛県ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受付期間中に送信すること。

- 愛媛県ホームページ → 県政情報 → 人事・職員 → 採用情報
→ 令和3年度愛媛県公立学校教員採用選考試験総合案内
(<https://www.pref.ehime.jp/k70300/saiyour2/sougouannnair2.html>)
- 愛媛県教員採用情報 (<https://www.pref.ehime.jp/k70300/teacher-employment/index.html>)
からもアクセスできます。

原則として、郵送や持参による申込みは受け付けないが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、令和2年5月29日(金)までに下記1 3 (2)に問い合わせること。

(1) 受験申込受付期間

令和2年5月19日(火)午後5時から6月8日(月)午後5時15分まで

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっている。まず、事前登録を行いID番号及びパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行うこと (ID番号及びパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要なので、必ず控えておくこと)。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録したメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信する。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に下記1 3 (2)に問い合わせること。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、下記1 3 (2)に対し、執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に電話で行うこと。
- (5) 受付期間内(6月8日(月)午後5時15分まで)に申込みが完了しなかった場合は、受験できない(受付期間中は、24時間申込みを受け付けるが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みをすること。)。
なお、使用する機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

1 3 提出書類等

- (1) 次に掲げる書類を、上記1 2 (1)の受験申込受付期間内に下記(2)まで持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、6月8日(月)までの消印のあるものは受け付ける(郵送とは、郵便局によって郵便物が配達されること)。

また、加点の願い出用紙、障がい者特別選考申請書、教職経験者・現職教員特別選考申請書、講師等特別選考申請書、スポーツ指導者特別選考申請書、社会人特別選考申請書、在職証明書及び職歴等申告書については、マイページから様式をダウンロードし、日本産業規格A4用紙に等倍で片面印刷し、使用すること。

ア 上記8に掲げる要件に該当し、その実績の評価を願い出る者にあつては、加点の願い出用紙

システムで評価を願い出ている、加点の願い出用紙を期限までに提出していない場合は評価の対象としないので注意すること。

なお、加点の願い出用紙を提出する者にあつては、上記8に掲げる要件を満たすことを証明する書類(実施団体又は競技団体が発行する成績証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する派遣証明書、教員免許状、介護福祉士登録証、医師免許証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、防災士証、賞状・記録証等)の写し(用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること)。

また、上記8(7)アの加点を願い出る者にあつては、職歴等申告書

特に、評価を願い出る実績が団体によるもの場合には、実績の評価を願い出る者が当該団体に所属し、当該大会の試合に出場したことを明確に判別できる書類の写しを提出すること。

また、証明する書類に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、氏名の変更を証明できる書類を併せて提出すること。

おつて、第1次選考試験の筆記試験当日に当該書類の原本を必ず持参すること。ただし、第1次選考試験の全てを免除された者は、第2次選考試験の筆記試験当日に持参すること。

イ 上記9(1)の障がい者特別選考を申請する者にあつては、障がい者特別選考申請書

なお、申請した者に対して事前面接等を実施するので、その際に該当する手帳等の原本を持参すること。

ウ 上記9(2)の教職経験者特別選考又は上記9(3)の現職教員特別選考を申請する者にあつては、教職経験者・現職教員特別選考申請書

なお、上記9(3)の現職教員特別選考を申請する者にあつては、任命権者である教育委員会等の証明を受けた在職証明書

エ 上記9(4)の講師等特別選考を申請する者にあつては、講師等特別選考申請書

オ 上記9(5)のスポーツ指導者特別選考を申請する者にあつては、スポーツ指導者特別選考申請書及び上記9(5)アに掲げる要件についての証明書類(実施団体又は競技団体が発行する成績証明書、賞状・記録証、新聞記事、大会プログラム、競技団体へのコーチ登録証明書、部顧問の委嘱簿等)の写し並びに競技の指導・

審判等に係る資格を有する場合には、証明書類（資格証・登録証等）の写し（用紙の大きさは、**日本産業規格A4**とすること。また、資格証等で裏面がある場合は表裏ともに写しをとること。）

特に、上記**9** (5)ア(ア)に係る選手としての実績が団体によるものの場合には、申請者が当該団体に所属し、当該大会の試合に出場したことを明確に判別できる書類の写しを提出すること。

また、証明する書類に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、氏名の変更を証明できる書類を併せて提出すること。

おって、第1次選考試験の筆記試験当日に当該書類の原本を必ず持参すること。

カ 上記**9** (6)の社会人特別選考を申請する者にあつては、社会人特別選考申請書及び次の書類

(ア) 身体に関する証明書

(イ) 所有する公的資格等の資格証等の写し

(ウ) 卒業証明書

(エ) 最終学校（大学以上に限る。）の成績証明書。ただし、次に掲げる者にあつては、それぞれ次の書類を併せて提出すること。

 a 大学院・専攻科等出身者にあつては、大学分の成績証明書

 b 短大から大学への編入者にあつては、短大分の成績証明書

また、書類に記載の氏名及び本籍地と現在の氏名及び本籍地が異なる者にあつては、変更の経緯を確認し得る戸籍関係書類

なお、身体に関する証明書については、出願後、マイページに様式を送信する。

おって、第1次選考試験の筆記試験当日に、所有する公的資格等の資格証等の原本を持参すること。

(2) 提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

【小学校教員、中学校教員、養護教員及び栄養教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課（電話(089)912-2942）

【高等学校教員及び特別支援学校教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課（電話(089)912-2952）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「小学校教員志願提出書類」、「中学校教員志願提出書類」等と朱書すること。

(3) 提出書類の記入上の注意

ア 加点の願い出用紙

上記**8**の加点制度の適用を願い出る者は、用紙ア-1 加点の願い出用紙欄①によって要件に該当するか否かを確認し、該当する場合には、次の記入例を参考に、別紙「令和3年度公立学校教員採用選考試験の加点一覧」のコードに従って、欄②に上記**8**に掲げる要件に該当する旨記入すること。なお、中学校教員の試験区分を志願する者で、小学校教員の試験区分を併願し、小学校教員の試験区分で加点制度の適用を願い出るものは、用紙ア-1に併せて用紙ア-2の欄②に上記**8**に掲げる要件に該当する旨記入し、提出すること。

欄②の記入例

1-2 国民体育大会ボート競技 成年男子（シングルスカル）優勝（H30.9）

2-1 青年海外協力隊（スリランカ派遣）（H29.4.1～H31.3.31）

2-2 TOEFL iBT100点（H30）

4-13 臨床心理士（平成26年度に取得、令和元年度に更新）

なお、昨年度までに実施された本県公立学校教員採用選考試験に願い出た実績については、当該実績を記入した同じ行の左端の過年度実績欄に○を記入すること。

イ 障がい者特別選考申請書

障がい者特別選考を申請する者は、障がいの程度に応じ、配慮又は試験の免除について希望する事項を記入すること。

なお、当該申請書への記入が困難な場合には、別紙（様式自由）に記入し、又は印字すること。

また、氏名（自署）及び日付の箇所は、必ず記入すること。自署できないときは、記名押印に代えることができる。

ウ 教職経験者・現職教員特別選考申請書

教職経験者特別選考又は現職教員特別選考を申請する者は、該当する特別選考の□にレ印を記入し、必要事項を記入すること。

なお、教職経験者特別選考を申請する者の教職経験歴については、本県の国公立学校における正規教員としての全ての教職経験歴について記入すること。

また、現職教員特別選考を申請する者の教職経験歴については、国公立学校における正規教員としての全ての教職経験歴について記入すること。

エ 講師等特別選考申請書

講師等特別選考を申請する者は、愛媛県教育委員会が、令和2年4月1日から令和2年6月8日までの間に行った任用について記入すること。

オ 交付する用紙の※印欄

加点の願い出用紙、障がい者特別選考申請書、教職経験者・現職教員特別選考申請書、講師等特別選考申請書及びスポーツ指導者特別選考申請書の※印欄には、何も記入しないこと。

カ 交付する用紙の試験区分欄、受験教科欄及び受験科目欄

(ア) 試験区分欄

小・中・高・特支・養教・栄教のうち志願する区分の□にレ印を記入すること。特別支援学校志願者は、() 内に小・中・高いずれかの部を(小)のように、< >内に「視」「聴」「知肢病」のいずれかの領域を< 視 >のように記入すること。

(イ) 受験教科欄

中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部の志願者が受験教科を記入することとし、小学校、特別支援学校小学部、養護教員及び栄養教員の志願者は空欄とすること。

(ロ) 受験科目欄

高等学校及び特別支援学校の高等部の地理歴史、理科及び工業の志願者にあつては、下記により記入すること。

- a 地理歴史志願者は、世界史、日本史及び地理のうちから、理科志願者は、物理、化学、生物及び地学のうちからそれぞれ2科目を選び、**専攻に最も関係の深いもの**を第1の欄に、残りを第2の欄に記入すること。
- b 工業志願者は、機械及び工業化学のうちから1科目を選び第1の欄に記入し、第2の欄は空欄にすること。

(4) 留意事項

上記(1)の書類等は、記載内容等に不備のないよう特に留意すること。

なお、一度提出された書類は返却しない。

1 4 受験票の交付

- (1) 7月上旬に、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信する。令和2年7月6日(月)までに電子メールが届かない場合には、上記**1 3**(2)に問い合わせること。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして日本産業規格A4用紙に印刷すること。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、志願者本人が署名して**第1次選考試験受験の際に必ず持参すること。(第1次選考試験の面接試験時に回収する。)**

1 5 採用について

第2次選考試験結果を通知後、採用内定者に欠員が出た場合等、試験区分によっては、合格者を追加することがある。この場合、追加合格者には、令和2年12月31日までに個別に通知する。

1 6 受験手続その他の問合せ

- (1) 第1次選考試験の実施要項は、令和2年7月6日(月)までにマイページに通知する。
- (2) 受験手続その他の問合せは、上記**1 3**(2)に行うこと。
電話による問合せは、執務時間中とすること(申込方法等に関することは、必ず電話で問い合わせること)。
なお、郵便による場合は、宛先を明記して所要の切手を貼った返信用封筒を同封するか、又は往復はがきを使用すること。
また、**愛媛県ホームページ**(上記**1 2**参照)の、「お問合せフォーム」も利用可能である。
- (3) 合格発表以前に、選考試験の合否に関する問合せには一切応じない。

1 7 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、本人が次により口頭による開示請求をすることができる。ただし、開示請求をすることができる者は、第1次選考試験については不合格者、第2次選考試験については当該試験の受験者に限る。

- (1) 口頭による開示請求をすることができる期間
第1次選考試験、第2次選考試験ともに、それぞれの合格発表の日から1か月間
- (2) 開示請求の手続
受験者本人であることが確認できる書類（再度印刷した受験票、学生証、運転免許証、旅券、マイナンバーカード等）を持参の上、執務時間中に、上記13(2)に記載する提出書類の提出先で行うこと。
なお、電話、はがき等による請求はできないので、注意すること。
- (3) 開示内容
 - ア 第1次選考試験
教職専門科目及び専門教科・科目の得点、面接試験の得点並びに第1次選考試験における加点制度による評価点並びに総合得点及び総合順位
 - イ 第2次選考試験
アに掲げるもの（総合得点及び総合順位は除く。）並びに第2次選考試験の筆記試験、実技試験及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位

18 試験問題等の取扱い

- (1) 第1次選考試験の受験者は、第1次選考試験の筆記試験の問題用紙の持ち帰りを認める。
- (2) 第1次選考試験の筆記試験問題、解答及び評価の観点並びに面接試験の評価基準並びに第2次選考試験の筆記試験（小論文）問題、実技試験の内容、採点基準及び評価基準については、第2次選考試験終了日（令和2年8月23日（日））の1か月後から執務時間中に、愛媛県教育委員会事務局（義務教育課及び高校教育課）及び各教育事務所において閲覧等を行う。

(参考)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)

(校長、教員の欠格事由)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者